

(案)

仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務委託仕様書

1 業務名称

仙台市中央卸売市場本場における集客・賑わい創出に向けた検討業務

2 目的

仙台市中央卸売市場本場（以下、本場という）は、昭和 48 年に現在の卸町地区に移転し、従来の水産物部・青果部に新設の花き部を加えた 3 部門からなる総合市場として開設された。その後、花き部の移転（花き市場の開設）や卸売場の増築を経て、現在は水産物部と青果部で構成されている。

この間、卸売市場・仲卸売場など主要施設をはじめ多くの施設は、築後 50 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、再整備を行うこととしている。

令和 8 年 3 月に策定された「仙台市中央卸売市場再整備基本計画」においては、卸売市場に求められる新たな役割の 1 つとして「賑わい創出」を掲げ、多様な食品が集積する強みを生かした賑わい創出等の新しい価値・役割を発揮することとしている。このことから、本業務では、再整備後における集客・賑わい創出に向けた調査・検討を行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

4 履行場所

仙台市中央卸売市場（若林区卸町 4 丁目 3-1）及び発注者の指定する場所

5 業務内容

以下の事業を実施の上、調査・検討を行い、再整備後における集客・賑わい創出に向けた取組みについて、報告書を作成すること。なお、報告書は、電子データにて作成し、履行期間内に担当課に提出すること。

(1) モニターツアーの実施

本場における既存のコンテンツ及び新規に造成可能なコンテンツを活用したモニターツアーを実施すること。実施にあたっては、アンケートによる満足度・ニーズ調査を行い、次年度以降の本格プログラムの設計に活用できるようにすること。なお、モニターツアーの実施は年 1 回、参加者は他市場への訪問経験を有する者を含め 10 名以上（市民、市外、在仙外国人を含む）を受託者で募集し、参加者の属性及び構成については、業務目的を踏まえ提案すること。

(案)

(2) 事業者等招請（専門的知見の活用）

再整備後の集客・賑わい創出に向けた方向について共有し、その機運が醸成されるよう、本場の将来像について意見交換を行う場を開催すること。なお、開催にあたっては、国内外の市場関係者や有識者等を招き、場内事業者及び市民等を対象としたものとする。

(3) 先進地視察の実施

集客・賑わい創出の取組みの先進事例となる市場を視察するプログラムを実施すること。参加者は7名程度とする。なお、先進地は2か所以上とする。

6 著作権の帰属

- (1) 受注者は、成果物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 発注者は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受注者は、発注者が承諾した場合には、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を使用若しくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。

7 その他

発注者が作成した「仙台市中央卸売市場再整備基本構想（令和6年3月策定）」及び「仙台市中央卸売市場再整備基本計画（令和8年3月策定）」を参考にすること。

8 担当課

仙台市経済局中央卸売市場管理課